

広島県告示第七百四十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指定年月日
	有限会社エクセレント	広島市中区西平塚町四番一五号	訪問介護事業所エクセレント	広島市中区西平塚町四番一五号	平成一九年六月一日
	社会福祉法人新生福祉会	尾道市瀬戸田町林一二八八番地六	楽生苑訪問介護事業所	尾道市瀬戸田町林一二八八番地六	平成一九年六月一日